

報道の解禁について
標記検査は抜き打ちで行うため、
報道については、路上検査終了後
(12時00分頃以降)としていただき
ますようお願いいたします。

令和元年10月17日
生活環境部廃棄物対策課
担当者 道下 博之
内線 4240
外線 076-225-1470

※ 富山県の記者クラブと同時発表

令和元年度富山・石川県境における産業廃棄物収集運搬車両の路上検査の実施について

- 1 目的
県境を走行する産業廃棄物積載車両に対し、廃棄物の積載状況、排出元、搬入先等を確認し、廃棄物の適正処理の指導啓発を行います。
- 2 実施日時
令和元年10月21日(月) 10:00~12:00(2時間)
- 3 実施場所(石川・富山県境)
富山県小矢部市安楽寺 国道8号 小矢部検問所
- 4 実施内容
 - (1) 富山県側から石川県側に進入してくる廃棄物運搬車両を対象とします。
 - (2) 積荷が産業廃棄物であった場合、運転者名、車両番号、マニフェスト(管理票)等を確認します。
 - (3) 違反事項があった場合は、改善指導を行います。
- 5 実施機関
石川県
富山県
金沢市
小矢部市
環境省中部地方環境事務所
富山県小矢部警察署
合計 6機関20名
- 6 その他
小雨でも実施する予定ですが、安全の確保が困難と思われる場合などは、実施機関が協議して中止することもありますので、ご了承願います。